

令和3年第4回安城市議会定例会

# 議案書

(令和3年11月30日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 6 5 号 議 案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 6 6 号 議 案	安城市職員退職年金、退職一時金等に関する条例及び安城市職員退職年金等の特別措置に関する条例を廃止する条例の制定について	3
第 6 7 号 議 案	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5
第 6 8 号 議 案	安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 6 9 号 議 案	安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 7 0 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
第 7 1 号 議 案	令和 3 年度安城市一般会計補正予算（第 5 号）について	別冊
第 7 2 号 議 案	令和 3 年度安城市一般会計補正予算（第 6 号）について	別冊
第 7 3 号 議 案	令和 3 年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 7 4 号 議 案	指定管理者の指定について（安城市総合福祉センター等）	1 7
第 7 5 号 議 案	指定管理者の指定について（安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場）	1 9
第 7 6 号 議 案	指定管理者の指定について（安祥閣）	2 1
第 7 7 号 議 案	指定管理者の指定について（柿田公園及び里緑地）	2 3

## 第65号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「第21条第4項及び第22条第3項の」を「第21条第2項及び第4項並びに第22条第3項の」に、「と、第21条第4項」を「と、第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の112.5」と、同条第4項」に改める。

第2条 安城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の期末手当の改定に準じ、市費負担教員の期末手当を改定する必要があるため。



第66号議案

安城市職員退職年金、退職一時金等に関する条例及び安城市職員退職年金等の特別措置に関する条例を廃止する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員退職年金、退職一時金等に関する条例及び安城市職員退職年金等の特別措置に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 安城市職員退職年金、退職一時金等に関する条例（昭和29年条例第16号）
- (2) 安城市職員退職年金等の特別措置に関する条例（昭和46年条例第7号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、条例の適用を受ける者への給付が終了したことに伴い、必要があるため。



## 第67号議案

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中 「附則」 を 「第4章 雑則（第53条） 附則」 に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

### 第4章 雑則

（電磁的記録）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも

のをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち、特定教育・保育施設等が使用するもの



## (2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による教育・保育給付認定保護者の承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において読み替えて準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 一提案理由一

この案を提出したのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。



## 第68号議案

安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

—提案理由—

この案を提出したのは、産科医療補償制度における掛金の額の見直しに伴い、出産育児一時金の支給額を改定する必要があるため。



## 第69号議案

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「のち」を「後」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付申請）

第9条の2 安城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年安城市条例第7号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録証を添えることを要しないものとする。

2 前項に規定する申請は、登録者が自らこれを行わなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、前条第2項の規定にかかわらず、当該申請に係る事項と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認した後、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第9条の3 登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年

法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を利用して多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第11条第1号中「第9条第3項の規定による申請」を「第9条の2第1項又は第9条の3の規定を適用する場合」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### —提案理由—

この案を提出したのは、印鑑の登録を受けている者が、印鑑登録証明書の交付をオンラインで申請できるようにする上で必要があるため。

第70号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第4長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「（以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。）」を加え、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することについて登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。）が証する書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この表において「確認書等」という。）」に、

「

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この表において「設計住宅性能評価書」という。）（断熱等性能等級が表示されているものに限る。）が添付されている場合
--

ア 1戸建て住宅
----------

22,500円	を
---------	---

イ 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	63,000円を申請戸数で除して得た額
ウ 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	96,600円を申請戸数で除して得た額
(3) 前2号に掲げる場合以外の場合	

「(2) 前号に掲げる場合以外の場合」に、

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することについて登録住宅性能評価機関が証する書類」を「確認書等」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（同法第9条第1項の規定によるものを除く。）の項中「第8条第1項に規定する」を「第6条第1項の認定を受けた」に改め、「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することについて登録住宅性能評価機関が証する書類」を「確認書等」に、

(2) 設計住宅性能評価書（断熱等性能等級が表示されているものに限る。）が添付されている場合	
ア 1戸建て住宅	8,200円
イ 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	29,100円を申請戸数で除して得た額
ウ 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	46,700円を申請戸数で除して得た額



（３）前２号に掲げる場合以外の場合

合

「

（２）前号に掲げる場合以外の場合

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和４年２月２０日から施行する。

#### －提案理由－

この案を提出したのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴い、必要があるため。



## 第74号議案

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

### 記

#### 1 公の施設

- (1) 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年安城市条例第14号）に規定する安城市総合福祉センター（安城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例（昭和43年条例第27号。以下「児童厚生施設条例」という。）に規定する安城市中央児童センターを除く。）、安城市北部福祉センター、安城市西部福祉センター（児童厚生施設条例に規定する安城市西部児童センターを除く。）、安城市作野福祉センター、安城市桜井福祉センター、安城市中部福祉センター及び安城市安祥福祉センター（児童厚生施設条例に規定する安城市安祥児童センターを除く。）
- (2) 安城市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年安城市条例第37号）に規定する安城市社会福祉会館
- (3) 児童厚生施設条例に規定する安城市中央児童センター、安城市西部児童センター及び安城市安祥児童センター

#### 2 指定をする団体

社会福祉法人安城市社会福祉協議会

#### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### －提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。



## 第75号議案

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

### 記

#### 1 公の施設

安城市中心市街地拠点施設条例（平成28年安城市条例第27号）に規定する  
安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場

#### 2 指定をする団体

トヨタエンタプライズ・キャッチネットワーク共同企業体

#### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### －提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。



## 第76号議案

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

### 記

#### 1 公の施設

安祥閣の設置及び管理に関する条例（昭和54年安城市条例第19号）に規定する安祥閣

#### 2 指定をする団体

コニックス株式会社

#### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

#### －提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。





## 第77号議案

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和3年11月30日提出

安城市長 神谷 学

### 記

#### 1 公の施設

安城市都市公園条例（昭和52年安城市条例第38号）に規定する柿田公園及び里緑地

#### 2 指定をする団体

エリアワン・エコネットあんじょうグループ

#### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

#### －提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。